

## 野田村

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
8月10日	1 県道の整備促進について	<p>東日本大震災の大津波により、国道45号のほか、村内の主要な幹線となる県道が一時通行不能となり、救援活動に支障をきたしたほか、生活道路としての利用が閉ざされ、住民生活にも支障をきたしたところであります。</p> <p>そのような中、主要地方道野田山形線につきましては、村中心部を通過していた一部を浸水想定区域外に付け替える等の整備をいただいたところではありますが、当該路線は、県としても内陸部と沿岸北部を結ぶ重要な役割を担う幹線道路と位置付けていることから、引き続き、狭隘部分の拡幅整備を進めていただきますよう要望いたします。</p> <p>また、三陸沿岸道路に接続する当該路線は、昨年12月の全線開通に伴い、交通量が大幅に増加しており、近隣の住民をはじめ、県立久慈工業高等学校の生徒及び村総合運動公園の利用者を交通事故から守るため、村道との交差点付近への道路照明灯の設置についても要望いたします。</p>	<p>1 主要地方道野田山形線の狭隘(きょうあい)部分については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p> <p>2 道路照明については、基準に基づき、夜間において、道路状況、交通状況を的確に把握するための良好な視環境を確保し、安全な交通を確保するため、交差点等の必要な箇所に設置しており、令和4年度は、主要地方道野田山形線と村道高校通り線との交差点付近に設置したところです。(A)</p>	県北広域振興局	土木部	A:1 C:1

8月10日	2 津波・高潮対策施設の更なる拡張整備について	<p>(1) 野田湾の津波・高潮対策について  震災で破壊された海岸防潮堤等の復旧事業は実施していただきましたが、新たに本年3月に県のシミュレーションにより最大クラスの津波襲来の可能性も示されており、これまで被災地で取り組んできた復旧・復興・防災対策を活かし、今後も安心・安全なまちづくりや住民の生命財産を守るため、防災・減災の観点から、村沿線の国道45号の嵩上げ等、更なる対策を講じていただくとともに、国に対しても要請していただきますよう要望いたします。</p> <p>(2) 下安家地区の津波・洪水対策について  下安家地区は明治29年の大津波の際に死傷者、行方不明者を多数出したことから、以来、地区住民は地震発生都度津波への恐怖心を募らせており、県においては平成17年度から当地域の津波対策を検討されているところであります。</p> <p>しかし、地形の特殊性等から堤防、水門及び避難路などの安全対策がほとんど講じられていない状況のまま、東日本大震災大津波のほか、平成28年に襲来した台風第10号により、村道や家屋のほか、さけ・ますふ化場施設など、流域一帯が甚大な被害を受けました。</p> <p>復興事業等により、県道改良や宅地盤の嵩上げ、高台移転等一定の対策がなされたものの、本年3月に県のシミュレーションにより最大クラスの津波襲来の可能性が示されるなど、地域住民や漁業関係者は以前にも増して津波や洪水への不安を募らせている状況であり、水門等の津波対策や河川、さけ・ますふ化場への洪水対策などを早急に講じていただきますよう要望いたします。</p> <p>また、安家川の上流部、河川沿いに放置されたままになっている流木について、台風などの大雨により増水した際に下流に流出し、住家、さけ・ますふ化場施設、漁港施設に多大な被害を再びもたらす恐れがありますので、早急</p>	<p>(1) 野田湾の津波・高潮対策について  野田湾の津波・高潮対策については、防潮堤・水門などの津波対策施設の整備・復旧事業が令和2年度に完成したところです。</p> <p>また、国道45号の嵩上げについては、隣接する米田地区海岸の工事と併せて施工し、令和2年度に完成したことで、県が予定していた防潮堤・水門などの津波対策施設の整備・復旧事業は完了したところです。</p> <p>日本海溝・千島海溝沿いを震源とした地震など、最大クラスの津波に対しては、ハードとソフトを適切に組み合わせた多重防災型まちづくりを進め、被害をできるだけ最小化するという減災の考え方によって、地域の安全の確保を図ることとしています。(A)</p> <p>なお、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画(推進計画)等に基づいて進められるハード・ソフト事業については、国と連携を図りながら、事業推進の支援をしたいと考えています。</p> <p>(2) 下安家(しもあつか)地区の津波・洪水対策について  下安家地区の津波対策については、地形的な特性等を考慮しながら、これまで種々な対策の可能性を検討し、平成17年度から住民懇談会を開催するなど、アンケート調査や住民の方々と意見交換を行ってきたところであり、津波対策については、数十年から百数十年の頻度で起きる津波に対しては、宅地嵩上げや道路嵩上げによるハード整備を進めてきたところです。</p> <p>一方で、東日本大震災のような、最大クラスの津波については、このハード整備と、住民の安全で迅速な避難のための、ソフト対策による多重防御による対策を考えていますので御理解願います。なお、ハザードマップ作成等のソフト対策については、今後も支援したいと考えております。(C)</p>	県北広域振興局	土木部、林務部	A:3 C:1
-------	-------------------------	--	--	---------	---------	------------

		に撤去作業を開始していただきますよう、重ねて要望いたします。	また、洪水対策については、平成28年台風第10号の出水により浸水被害を受けた家屋等を守るため、平成30年度から進めてきた治水対策の検討を踏まえ、今後、貴村や地域の方々の意見をいただきながら、関係機関とも調整の上整備に向けて取り組んでいきます。(A) さらに、安家川の流木撤去については、令和3年度まで順次実施してきたところであり、今後も、防災・減災の観点から必要な予算を確保しつつ、関係機関等とも調整の上流木撤去を進めていきます(A)。			
8月10日	3 海岸保全対策について	当村の海岸線は、約半分が海岸保全区域に指定され、逐次施設の整備を実施していただいておりますが、特に、十府ヶ浦海岸の砂浜の侵食、野田玉川海岸の崩落等の度合いが激しく、その対策に苦慮しております。 十府ヶ浦海岸においては浚渫土砂等の投入もしていただきましたが、砂浜の侵食は震災前から続いているため海岸防潮堤への影響が懸念されるとともに、野田玉川海岸においては海岸に隣接する三陸鉄道リアス線、玉川野営場、村道等の崩落に繋がる恐れがあります。早急に対策を講じていただきますよう引き続き強く要望いたします。	十府ヶ浦海岸の海岸線については、令和2年度に水門新設工事や防潮堤等の震災復旧工事が完成したところで、 砂浜の侵食については、養浜材として、令和元年度に久慈港の浚渫土砂約15,000m <sup>3</sup> 及び令和2年度に防潮堤工事の仮締切土砂等(野田海岸の床掘発生土等)約25,000m <sup>3</sup> の投入を行っており、現在は、東日本大震災前と同程度までの砂浜を有している状況ですが、今後も汀線の状況を注視していきます。(A) 野田玉川海岸については、まずは現状を把握するため令和元年度と令和3年度に測量調査等を実施したところです。この成果を踏まえつつ、毎月実施している海岸パトロールと併せて、関係機関とも連携し今後の海岸侵食の進行状況を注視していきます。(C)	県北広域振興局	土木部	A:1 C:1

8月10日	4 河川の整備促進及び浸水被害対策について	<p>(1) 宇部川等の河川整備及び洪水対策について  当村の中心市街地である城内地区は浸水被害多発地区であり、その対策として、本町地区から下流は既に河川整備が完了しております。  村道前田小田川線沿いに二級河川明内川分流河川整備を実施していただきましたが、平成28年の台風第10号では、この整備区間の上流部で越水し、家屋への浸水被害が発生しております。また、令和元年の台風第19号では、二級河川宇部川においても越水が確認されております。  城内地区の浸水対策は、現分流河川整備箇所の上に上流部で計画されている分流河川整備が完成して初めてその効果を発揮するものと認識しております。  台風第10号による災害の発生状況及び浸水被害状況に鑑み、直ちに上流部の分流河川整備に着手していただきますよう強く要望いたします。  また、台風第19号では二級河川宇部川の堤防から越水し、家屋への浸水被害も発生していることから、堤防の嵩上げ及び法面のコンクリート被覆等対策を進めるとともに、二級河川明内川及び泉沢川を含めた計画高水流量の流下能力を満たす断面確保のための河道掘削を今後も計画的に実施いただきますよう強く要望いたします。</p> <p>(2) 旧秋田川の浸水被害対策について  旧秋田川の浸水対策につきましては、平成29年度に事業が完了した、土地区画整理事業の実施にあたり、浸水被害軽減のための対策も併せて実施したところであります。  こうした対策もあり、平成28年の台風第10号では、かろうじて被害を免れたものの、この地区の浸水被害は、二級河川宇部川と明内川に挟まれた地形であることと、洪水及び波浪時に河口水位の上昇によるバックウォーターで旧</p>	<p>(1) 宇部川等の河川整備及び洪水対策について  二級河川明内川の分流河川整備については、村道前田小田川線沿いに分水工及び分水路が令和2年度に完成したところです。  明内川上流部の放水路整備については、大規模な予算が必要となる事業であるため、県内全体の事業予算枠の中で、早期の整備効果発現を視野に入れながら他河川との事業投資バランスを考える必要があることから、令和5年度から放水路の設計検討に着手することとしています。  (A)  また、平成28年台風第10号及び令和元年台風第19号の被害を踏まえ、河道内の土砂堆積や流木堆積等の著しい箇所を優先的に流下能力の確保に努めているところであり、令和元年度は宇部川の野田地区において河道掘削及び支障木除去を実施し、令和2年度は宇部川上流部の河道掘削を実施し、令和3年度は宇部川の野田地区において河道掘削を実施したところです。  宇部川の野田橋上下流たもとの天端高が低くなっている区間については、令和2年度に河道掘削工事に合わせて、掘削土を活用した植生土のう積を実施したところです。(A)  今後も、防災・減災の観点から対策に必要な予算を確保し、緊急性が高い箇所について、優先的に堆積土砂の撤去や支障木除去を進めていきます。(B)</p> <p>(2) 旧秋田川の浸水被害対策について  県としても、旧秋田川に係る過去の内水(ないすい)による浸水被害は、洪水時に宇部川の水位が上昇し旧秋田川の流下を滞らせることによって生じたものと認識しており、まずは、当面の対策として、洪水時の宇部川の水位を下げるため、当該区間において秋田川及び宇部川で河道掘削を行ってきたところです。(A)</p>	県北広域振興局	土木部	A:4 B:1 C:1
-------	-----------------------	---	--	---------	-----	-------------------

	<p>秋田川水門付近の河川水位が上がり排水できないことが大きく起因するものと考えられます。</p> <p>河道掘削など対策を講じていただいておりますが、暫定的措置であることから、原因調査と、周辺小河川からの流入による内水を宇部川へ強制的に排水できる等の対策を早急に実施していただきますよう要望いたします。</p>	<p>また、洪水時に周辺から旧秋田川に流入する内水を宇部川へ強制的に排水する施設の整備については、県全体の内水対策にかかる緊急性等を総合的に勘案し、事業化に向けた調査・検討を進めていきます。(C)</p> <p>なお、平成22年度には宇部川に水位局を設置し、平成30年度には秋田川に、洪水時の水位観測に特化した水位計(危機管理型水位計)を設置し、令和2年度には宇部川に簡易型河川監視カメラを設置するなど、地域住民の円滑で迅速な避難行動や水防活動に資するため、洪水に係る防災情報の充実強化を図っています。(A)</p>			
--	--	--	--	--	--

8月10日	5 北岩手・北三陸横断道路整備促進について	<p>東日本大震災以降、県により復興道路と指定された三陸沿岸道路、宮古盛岡横断道路、東北横断自動車道釜石秋田線の3路線につきましては、移動時間を更に短縮した計画により整備が進められ、三陸沿岸道路においては、昨年12月に本村を含めた全線が開通しております。</p> <p>昨年6月に策定された岩手県新広域道路交通ビジョン計画では「広域道路ネットワーク計画」に、(仮称)久慈内陸道路を構想路線として位置付けていただいたところです。</p> <p>県北地域を横断する高規格道路整備は、産業はもとより、防災、医療、観光と多面的な分野において地域の発展に寄与するとともに、岩手県全域を俯瞰(ふかん)した時に、県南地域の道路網との格差を是正する観点においても、必要不可欠であり非常に重要であると考えます。</p> <p>つきましては、この計画をさらに発展させ、早急に整備に向けた国との調整を進めていただきますよう要望いたします。</p>	<p>県北地域の道路ネットワークの強化は、県としてもその必要性、重要性を強く認識しており、令和3年6月に策定した「岩手県広域道路交通計画」の中で、国道281号を「一般広域道路」として位置づけ、さらに、これに重ねる形で「(仮称)久慈内陸道路」を将来的に高規格道路としての役割を期待する「構想路線」として位置づけました。</p> <p>こうしたことから、国道281号については、将来的な高規格道路化を見据えた規格によりトンネル等による整備を順次進めているところであり、令和4年2月5日には「下川井工区」の供用を開始しました。</p> <p>引き続き、令和2年度に事業化した「案内～戸呂町口」工区の整備推進に努めていきます。</p> <p>また、久慈内陸道路については、全国的な高規格道路ネットワークにおける必要性の検討と併せて、久慈・盛岡間のおおまかなルートや道路構造等の調査を進めています。</p> <p>今後とも、国道281号を規格の高い道路として、着実に整備を進めるとともに、久慈内陸道路の調査の熟度を高めて行きます。(C)</p>	県北広域振興局	土木部	C:1
8月10日	6 三陸沿岸道路インターチェンジの整備について	<p>三陸沿岸道路は、昨年12月の全線開通により、本村においても救急医療や観光振興、地域間交流の活性化など様々な整備効果が期待されるところでございます。</p> <p>本村には野田ICが整備されておりますが、住民の生活・医療等の利便性を図るとともに、観光施設への誘客促進のため、玉川地区へのアクセスも必要と考えております。</p> <p>また、本年3月に県が公表した津波浸水想定では、村内唯一の野田IC周辺が浸水することになり、村へのアクセスが寸断され、地域が孤立することも懸念されております。</p> <p>このことから、地域の利便性の向上のほか、避難・緊急輸送道路として、玉川地区へのインターチェンジの整備につきまして、国に対して要請していただきますよう要望します。</p>	<p>三陸沿岸道路のインターチェンジは、ハーフインターチェンジを含めると41箇所あり、東北縦貫自動車道と比較すると、その設置間隔は半分程度となっており、一定の利便性が確保されていると認識しています。</p> <p>玉川地区へのインターチェンジの整備については、要望の趣旨や内容について、国に伝えていきます。(C)</p>	県北広域振興局	土木部	C:1

8月10日	7 子ども医療費助成事業に係る財政支援の拡充について	<p>当村では、少子化対策の一環として、高校生世代までの医療費を無料化しております。</p> <p>また、県内でもほとんどの市町村で県の基準を上回る助成を実施している状況であります。</p> <p>令和2年8月から現物給付の対象者が中学生まで拡大となったところですが、子ども医療費助成事業の補助対象医療費は入院については小学生まで、入院外は未就学児までとなっております。補助対象医療費の範囲を現物給付対象者の入院、入院外すべてに拡充するよう要望いたします。</p> <p>また、国保の国庫負担金等の減額調整措置は継続されており、その廃止について国に対する要望を継続くださいますよう併せて要望いたします。</p>	<p>県では、人口減少対策としての総合的な子育て支援施策の一環として、厳しい財政状況にはありますが、市町村等と協議のうえ、医療費助成の対象を小学校卒業の入院まで拡大したほか、現物給付の対象を順次拡大し、令和2年8月からは、中学生まで拡大したところでは、</p> <p>医療費助成については、各市町村の政策的判断の下、単独事業として拡充されてきていますが、県としては、本来、自治体の財政力の差などによらず、全国どこの地域においても同等な水準で行われるべきと考えているところです。</p> <p>県が助成対象を拡大する場合、多額の財源を確保する必要がありますが、本県では、県立病院等事業会計負担金が多額になっているという事情もあることから、今後、国の動向も注視しながら、県の医療・福祉政策全体の中で、総合的に検討する必要があると考えています。(C)</p> <p>国庫負担金等の減額調整措置の廃止については、これまでも国に対し、県の政府予算提言・要望などにおいて要望しているところであり、引き続き要望を継続していきます。(A)</p>	県北広域振興局	保健福祉環境部	A:2 C:1
8月10日	8 被災者住宅再建に係る支援制度の拡充について	<p>東日本大震災を教訓とし、今後起こり得る災害への備えとして、全ての被災者が、公平・確実な住宅再建を果たせるよう各種支援制度の拡充・見直しを要望いたします。</p> <p>東日本大震災からの復興では、各種支援制度を活用して被災者の生活再建に取り組んでまいりましたが、制度上一律の線引きをすることにより、事業実施にあたって被災者の不公平感や不満を生み出し、対応に苦慮した経緯があります。</p> <p>今後、大きな災害が発生した場合、被災者生活再建支援金を始めとする各種事業・制度が、被災地・被災者の実情に寄り添った形で実施されることで、被災者の自力再建が十分に図られるよう、国に強く要請するよう要望いたします。</p>	<p>県では、平成25年以降、県内市町村に災害救助法や被災者生活再建支援法が適用となる自然災害が発生したものの、これらの法律が適用されない市町村が独自に支援金を支給する場合等において、当該市町村へ補助を行っているほか、東日本大震災津波では、県内での「持ち家」再建の支援として市町村と共同で、住宅の新築や購入等に対し補助してきたところです。</p> <p>今後も、自然災害が発生した場合には、その被害の状況及びこれまでの取組の実績を踏まえ、被災者の住宅再建に向けた必要な支援について検討してまいります。(B)</p> <p>また、これまでも、被災者生活再建支援制度の適用拡大等、柔軟な運用を国に要望しているところであり、今後においても実情に応じた支援が図られるよう要望を継続してまいります。(B)</p>	県北広域振興局	経営企画部	B:2

8月10日	9 原油・物価高騰対策について	<p>昨今の原油等の高騰は、食料品や生活必需品等の値上がりを招き、住民生活を直撃するとともに、新型コロナウイルス感染症により落ち込んだ地域経済の回復にも深刻な影を落としています。</p> <p>また、農林水産業等の生業に必要な燃油・資材等の高騰により、生産者は経営存続の岐路に直面しております。この状況が長引けば、灯油等の需要が増加する冬季には、経済的に生活が非常に厳しい状況になるとともに、生業の維持も難しくなり、廃業する生産者も出かねません。住民の生活を安定させるため、昨年度実施した“生活困窮者冬季特別対策等事業”の補助額の拡充と、本県の主要産業である農林水産業を維持していくため、経営の継続に対する支援制度の創設を要望いたします。</p>	<p>【生活困窮者冬季特別対策等事業】</p> <p>令和4年度においては、生活困窮者原油価格・物価高騰等特別対策費補助として、原油価格・物価高騰等や市町村の助成事業の実施見込み等を踏まえ、補助額を拡充し補正予算により措置したところです。(A)</p> <p>【農林水産業の経営の継続に対する支援制度】</p> <p>県では、飼料、肥料、燃油等の高騰の影響を受ける農林漁業者の経営安定を図るため、燃油、飼料、肥料の価格高騰対策の充実・強化について国へ要望したところです。</p> <p>また、令和4年度補正予算で肥料・配合飼料・漁業用資材購入費の価格上昇分に対する支援や、施設園芸・水産業の省エネルギー化の取組への支援に要する経費を措置し、新たな対策を講じたところです。</p> <p>今後とも、燃油・資材価格等の動向を注視しながら、必要な支援を行っていきます。(A)</p>	県北広域振興局	保健福祉環境部、農政部、林務部、水産部	A:2
8月10日	10 有害鳥獣の抜本的な対策について	<p>クマ、ニホンジカなどの有害鳥獣による被害は年々増加しており、近年はイノシシの生息域の拡大も懸念されております。また、農作物被害のみならず、住民の生活圏においても日常的に目撃されております。</p> <p>有害鳥獣駆除は、現場となる市町村が中心となり、対策に取り組んでおりますが、抜本的な解決には至っておらず、農家の営農意欲の低下など懸念しているところであり、以上のことから、広域的に有害鳥獣の適正な個体管理のうえ、生態系の維持に取り組まれるよう要望いたします。</p>	<p>県では、令和3年度にニホンジカ、ツキノワグマ、イノシシ及びカモシカに係る新たな第二種鳥獣管理計画を策定したところです。</p> <p>ツキノワグマについては、個体数の維持に配慮しつつ、個体数を低減する方針としたほか、ニホンジカについては、年間の捕獲頭数を1万頭から2万5千頭に引き上げ、イノシシも含めて、指定管理鳥獣捕獲等事業により捕獲の強化や被害防除対策の促進等に取り組むこととしております。</p> <p>引き続き、市町村や猟友会など関係機関と連携し、鳥獣の適正な保護と管理に取り組んでいきます。(B)</p>	県北広域振興局	保健福祉環境部、農政部	B:1